

## 第16回教育委員会会議

1 日時 令和7年11月20日（木） 午後3時30分～午後3時50分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

### 3 出席者

多田 勝哉 教育長

大竹 伸一 教育長職務代理者

赤木 登代 委員（ウェブ会議の方法により参加）

長谷川 葵 委員

古川 知子 委員

高井 俊一 教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

近藤 律子 学校環境整備担当部長

上原 進 教務部長

橋本 洋祐 総務課長

花月 良祐 施設整備課長

上田 慎一 教職員人事担当課長

坂本 健太 教職員給与・厚生担当課長

中野 泰志 教育政策課長

中谷さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名

(3) 案件

議案第79号 校長公募にかかる第3次選考（最終）の結果について

報告第33号 市会提出予定案件（その16）（第3回補正予算案）

報告第34号 市会提出予定案件（その17）（第4回補正予算案）

報告第35号 市会提出予定案件（その18）（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）

報告第36号 市会提出予定案件（その19）（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）

報告第37号 市会提出予定案件（その20）（教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）

なお、議案第79号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、報告第33号から第37号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第33号及び第34号「市会提出予定案件（その16及び17）について」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第33号について、本補正予算は、令和7年度の給与改定に伴い人件費を増額するものであり、速やかに市会提出の手続きを行う必要があるため、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったものである。歳出人件費に40億5,141万円の増額を計上しており、補正後の予算総額は人件費・物件費を合わせて2,356億8,919万6千円である。内容については、本市人事委員会の勧告内容等に基づき、給料表の引き上げ及び特別給の年間支給月数の引き上げ等を行う令和7年度給与改定に伴い、人件費を増額するものである。

続いて、報告第34号について、本補正予算は、(1)クラフトパークにおける指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定及び(2)児童の急増に伴う教育環境改善にかかる債務

負担行為の設定について、所要の補正を行うものであり、速やかに市会提出の手続きを行う必要があるため、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったものである。（1）クラフトパークにおける指定管理者の指定に伴う債務負担行為の追加については、クラフトパークの指定管理期間を令和12年度末までとしていることから、令和12年度までの債務負担行為を1億3,040万9千円の限度額で設定するものである。内容については、現指定管理者の指定期間が令和7年度末に終期を迎えるため、令和8年度からの指定管理者を令和7年12月に指定し、指定期間中の業務代行料に係る債務負担行為を設定するものである。（2）児童の急増に伴う教育環境改善については、令和8年度までの債務負担行為を2,500万円の限度額で設定するものである。内容については、校地狭隘による課題が発生している大阪市立小学校について、用地取得に向けた準備事務として、建物補償金算定業務委託にかかる債務負担行為を設定するものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第35号から第37号「市会提出予定案件（その18から20）について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

いずれの案件も、10月24日に開催した教育委員会会議において、報告案件として説明したものであるが、実施には、市会において条例の一部を改正する必要がある。本来は事前に議案を諮るべきであるが、職員団体との交渉終了後、速やかに市会上程の手続きを行う必要があったため、教育長による急施専決にて対応したことを、本日も報告する。

はじめに、報告第35号「市会提出予定案件（その18）（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）」について説明する。議案書3ページをご覧ください。

「1 改正の理由」については、本市人事委員会からの勧告に基づき、給料月額を改定する必要があり、「2 改正の内容」に記載のとおり、幼稚園以外に勤務する教員に適用される給料表については、人事委員会の勧告どおり引き上げを行う。幼稚園に勤務する教員に適用される給料表についても、勧告を踏まえ、他の本市職員と同様に引き上げる。「3 施行期日」は、公布の日とするが、令和7年4月1日に遡って適用する。

続いて、報告第36号「市会提出予定案件（その19）（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）」について説明する。議案書3ページをご覧ください。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する

法律」が令和8年1月1日に施行されること等に伴い、教育職員の給与制度の改正を行うものである。「1 改正条例案の主な内容」については、(1) 義務教育等教員特別手当について、これまで職務の級及び号給に応じた額を支給していたが、法改正により、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮し、支給額を条例で定めることとなったことから、加算額を設定し、その額を市規則で定める。次に、(2) 教職調整額は、改正法の規定に基づき、支給率を現行の4%から10%へ引上げる。経過措置として、令和8年1月から毎年1%ずつ段階的に引上げ、令和13年1月に10%とする。支給範囲については、ステップアップ研修（指導改善研修）被認定者を支給対象外とする。続いて(3) 教職調整額の支給対象外となる校長・教頭級については、教職調整額の引上げに応じた措置として、文部科学省の国庫算定基準の引上げに伴い、給料月額を加算する。「2 改正の理由」については、それぞれ申し上げたとおりである。

議案書4ページをご覧いただきたい。「3 施行日」については、改正法の施行日である令和8年1月1日とする。

最後に、報告第37号「市会提出予定案件（その20）（教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）について説明する。議案書3ページをご覧いただきたい。

「1 改正条例案の主な内容」については、非常災害時の児童生徒の保護業務や、児童生徒の負傷・疾病等に伴う救急・緊急の補導の業務に休日に従事した場合の支給要件を改正するものである。「2 改正の理由」については、文部科学省が定める義務教育費国庫負担金の支給要件の緩和及び支給額の引上げが令和8年1月に行われるため、必要な措置を講ずるものである。「3 施行日」については、令和8年1月1日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第79号「校長公募にかかる第3次選考（最終）の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

合格者数について、小・中学校共通では、外部受験者2名、内部受験者63名、計65名を合格とした。また、幼稚園では1名を合格とした。可否通知について、本日も承認いただいた場合、11月25日に受験者へ可否通知を発送する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この結果については妥当であると思います。少しフォローしていただきたい点として、日頃しっかり業務に取り組んでいる方がなぜ不合格となってしまったのかという部分については、分析していただけますとありがたいです。人には向き・不向きがあり、校長職は難しくても日頃の勤務は非常に優秀である可能性もありますし、面接の際に十分に持ち味を発揮できなかった事情もあると思います。丁寧に分析していただけますと助かります。

【上田教職員人事担当課長】 面接という場面で普段の様子を十分に表現できなかった可能性もあり、今後のチャレンジにつながるようフォローしてまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告